

報告第4号

令和5年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰 越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	国庫支出金	分担金及び負担金	その他
1 事業費	1 事業費	港湾管理事業費	95,412,000 円	20,686,000 円	686,000 円			20,000,000 円

報告第5号

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越 計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1	資本的支出	天神川流域下水道処理工場建設改良	594,079,000	479,170,652	59,584,608	13,000,000	29,792,304	16,792,304	55,323,740		水処理設備改築設計業務の入札に不測の日数を要したこと等による。

報告第6号

令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和5年度継続費予算現額			翌年度繰越額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	建設助成金	その他	円	
1	電気事業費	発電施設被 害復旧	円 478,000,000	円 94,600,000	円 94,600,000	円 94,600,000	円 93,610,000	円 93,610,000	円 93,610,000			円 93,610,000		
1	資本的支出	建設施設被 害復旧	円 572,000,000	円 228,800,000	円 228,800,000	円 228,800,000	円 228,800,000	円 228,800,000	円 228,800,000					
	計		円 1,050,000,000	円 323,400,000	円 323,400,000	円 323,400,000	円 322,410,000	円 322,410,000	円 228,800,000			円 93,610,000		

報告第7号

令和5年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1	資本的支出	1 建設改良費	477,343,000	448,925,400	28,417,600	28,400,000	17,600			業界全体の引き合いが急増したことにより、ケープル製作会社の製作遅延が発生し、制御盤等機器の納品遅延が発生したため。	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額										
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説明
						企業債	建設助成金	その他		
1	電気事業費	1 営業費用								
		新幡郷発電所精密分解点検に伴う改修事業	44,648,000	31,810,900	866,800		866,800	11,970,300		業界全体の引き合いが急増したことにより、ケール製作会社の製作遅延が発生し、制御盤等機器の納品遅延が発生したため。
		佐治発電所北谷川取水場災害復旧工事「測量及び詳細設計業務委託」	19,169,700		10,314,700		10,314,700	8,855,000		台風第7号による復旧工事に関する測量・設計業務を優先したこと及び1月の大雪により測量作業のための現地立入りが不可能となったため。
		佐治発電所佐治川ダム取水塔修繕工事	23,162,000		23,161,600		23,161,600	400		1月の大雪により現場への立ち入りが困難となったため。
		小鹿第一発電所中津ダム法面補修工事	14,988,000	5,570,000	8,367,000		8,367,000	1,051,000		1月の大雪により現場への立ち入りが困難となったため。
		若荷谷ダム浚渫に係る測量及び修正設計業務委託	12,972,000		11,880,000		11,880,000	1,092,000		湖面凍結、大雪等の影響で測量着手が遅れ、その後の検討作業を年度内に完成させるのが困難となったため。
		鳥取放牧場風力発電所防振ブッシュほか購入	5,500,000	1,693,400	1,705,000		1,705,000	2,101,600		当該物品の製作過程で、部品供給先からの供給遅延が発生し、期限内の納品が困難であることが判明したため。
		計	120,439,700	39,074,300	56,295,100		56,295,100	25,070,300		

報告第 8 号

令和 5 年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書につ いて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和 6 年 6 月 12 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1	資本的支出	1 建設改良費	715,659,000	600,822,177	28,400,240	28,400,000		240	86,436,583		電子カルテシステム・サーバに関する部品の供給不足等により、当初予定より大幅に納入までの時間を要することとなったため。
		厚生病院高圧受電設備改修工事	19,800,000		19,800,000	19,800,000					前払いを予定していたが、受注者が最終一括払いを選択したため。
	計		735,459,000	600,822,177	48,200,240	48,200,000		240	86,436,583		